

山梨市デイサービスセンター
指定管理者業務仕様書

令和 7 年 7 月

山梨市 高齢者・介護支援課

目 次

1. 設置目的	1
2. 施設の概要	1
3. 関係法令等の遵守	1
4. 指定管理者が行う管理業務等	2
5. 施設の維持管理業務	6
6. 市及び指定管理者の責任分担等	6
7. その他	7
8. 資料（別添）	8
資料1 山梨市立デイサービスセンター設置及び管理条例	9
資料2 利用状況実績	12
資料3 収支状況実績	13
資料4 施設及び附属設備等の維持管理業務に係る委託業務等一覧	14
資料5 施設備品台帳一覧	15

山梨市デイサービスセンター指定管理者業務仕様書

山梨市デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）の指定管理業務は、山梨市立デイサービスセンター設置及び管理条例（以下「設置条例」という。資料1参照。）及び関係法令並びに募集要項の定めによるほか、この業務仕様書（以下「仕様書」という。）の定めによるものとする。

1. 設置目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対して、各種のサービスを提供し、もって市民の福祉の増進を図る。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の名称 | 山梨市デイサービスセンター（山梨市老人健康福祉センター内） |
| (2) 所在地 | 山梨市小原西649番地1 |
| (3) 敷地面積 | 1,914 m ² （山梨市老人健康福祉センターと共用） |
| (4) 施設構成 | 構 造：鉄筋コンクリート造 3階建
延べ床面積：2,370 m ² （山梨市老人健康福祉センターと共用）の内
1階の一部554.19 m ²
施設内容：玄関 事務所（山梨市老人健康福祉センターと共用）
生活指導訓練室 浴室 厨房 機械室（山梨市老人健康福祉センターと共用）
利用定員：40名/1日（事務所については、デイサービスセンター
部分にパーテーションを設置し、管理区分を明確に分けます。）
付 属 施 設：駐車場 1,168.12 m ² （山梨市老人健康福祉センターと
共用） |
| (5) 事業実績等 | 資料2及び資料3「事業実績等に関する資料」のとおり |

3. 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたり、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 老人福祉法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 介護保険法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則
- ・ 山梨市行政手続条例

- ・山梨市情報公開条例
- ・山梨市個人情報保護条例
- ・労働関係法令
- ・行政不服審査法、行政事件訴訟法
- ・その他関連する法令

4. 指定管理者が行う管理業務等

(1) 営業日等

デイサービスセンターの営業日については、次のとおりとする。

- ① 利 用 時 間 設置条例上の利用時間
- ② 休 館 日 設置条例上の休館日

利用時間・休館日については、設置規則等に基づくものとし、指定管理者が必要と認めるときは、市の承認を得て、これを変更することができる。

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者は設置及び管理に関する条例第4条に規定する業務を行う。

- ① 生活指導に関すること。
- ② 日常生活動作訓練に関すること。
- ③ 養護に関すること。
- ④ 健康チェックに関すること。
- ⑤ 送迎サービスに関すること。
- ⑥ 入浴サービスに関すること。
- ⑦ 給食サービスに関すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、設置及び管理に関する条例第1条の設置の目的を達成するために必要な業務

(3) デイサービスセンターの利用に関すること。

利用については、条例、及び法令等に基づき事業者が定める通所介護事業所運営規程により取り扱うものとする。

(4) デイサービスセンター利用料の徴収事務に関すること。

デイサービスセンターの利用料にあっては、条例に基づき徴収するものとし、その収入は指定管理者の収入となる。

なお、条例に基づき施設利用料の変更を求める場合には、事前に市と協議し承認を得る必要がある。

(5) デイサービスセンター利用にあたってのサービス、指導等に関すること。

- ① サービスに関すること
 - ・デイサービスセンター利用の案内業務（電話対応含む）

- ・設置目的に沿わない利用者への対応
- ・負傷者、急病人の対応
- ・災害時における避難誘導等の対応
- ・デイサービス利用者等への配慮
- ・その他敷地内施設における対応

② 指導等に関すること

- ・利用者への利用上の注意を説明すること。
- ・施設等の利用について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと。

③ トラブル対応に関すること

- ・重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること。
- ・盗難事故及び事件の防止措置をとること。

④ その他

- ・デイサービスセンター及び利用者の安全を図ること。

(6) その他日常業務

- ① 始業及び終業点検など、デイサービスセンター及び設備に係る日常の業務を行う。
- ② 防犯上、終業時の施錠はデイサービスセンター建物全体を確認すること。
- ③ 利用者に対し、ゴミ持ち帰りの周知徹底など、衛生環境の確保に努めること。

(7) 事故・災害時の対応

山梨市地域防災計画に基づき、緊急時等の対応、防災、防火対策等について、その詳細をあらかじめ市と協議し、協定等に定めること。

① 予防対策

危機管理体制を築くとともに、安全管理マニュアルを作成し災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、随時、従業員等への研修及び緊急事態等の対応について訓練等を行い、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底すること。

② 緊急事態等の対応

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態があった場合は、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。

③ 大規模災害等が発生した場合の対応

山梨市地域防災計画では、震災等の大規模災害の発生時において、当該施設を福祉避難所としている。

指定管理者は、市防災担当課より避難場所としての運用の要請がある際には、必要な場所、設備、備品等を提供するとともに、その運営を支援、協力すること。また、市から要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、市民等の安全確保のため、自らの判断により適切な災害対応に努めること。

なお、設置条例に規定する休館日及び開館時間以外の対応については、高齢者・介護支援課及び防災危機管理課と協議すること。

④ 自動体外式除細動器（AED）の管理

救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、点検担当者を配置し適切に管理すること。

（８）事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内にその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 利用料及び利用にかかる料金等、収入の実績
- ③ 管理にかかる経費の実績
- ④ 前に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認める書類

また、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合には、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出すること。

なお、提出された事業報告書により、管理業務等の実施が協定等に定める条件等を満たしていないと認めるときは、市が業務の改善を勧告することがある。

（９）業務計画書の作成及び提出

各年度の前年度の 3 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載した次年度の業務計画書及び収支計画書を作成、提出し、市の承認を受けること。

- ① 事業計画（自主事業を含む。）
- ② 人員配置計画
- ③ 収支計画

なお、業務計画書を変更しようとするときは、市と協議の上、決定するものとする。

（１０）文書・情報の管理等

① 文書の管理

指定管理者は、管理業務にあたって作成し、又は取得した文書について、文書の管理に関する規程を定め、適正な管理を行うこと。

② 秘密の保持

管理業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

③ 個人情報の保護等

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨市個人情報保護条例（平成17年山梨市条例第247号）の規定の趣旨に則して、管理業務の実施に伴い知り得た個人に関する情報の適正な管理を行うこと。

④ 情報の公開

市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、山梨市情報公開条例（平成 17 年山梨市条例第 17 号）の趣旨に則して、管理業務の実施に関して指定管理者が管理する文書

の適正な公開を行うこと。また、利用者が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めること。

(11) 組織・運営体制

管理運営業務を実施するため、次のように人員を配置し、運営に努めること。

① 総括責任者と従事者（以下「従事者等」という。）の配置

開館中は統括責任者の任務を負うものを常に配置すること。従事者等の配置にあたっては、施設の設置目的の達成のために必要な人員構成、人数を確保すること。

② 管理者と従事者（以下「従事者等」とする。）の配置

- ・ デイサービス提供中は、管理者の任務を負うものを常に配置すること。
- ・ 従事者等の配置にあたっては、指定通所介護の人員基準を満たす人数を確保すること。

ア 生活相談員

イ 看護職員

ウ 介護職員

エ 機能訓練指導員

③ 勤務体制

デイサービスセンターの管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。

④ 研修等

従事者等の資質を高めるため、デイサービスセンターの管理運営に必要な知識と技術の習得に関する研修等の実施に努めること。

⑤ 人員配置計画書の提出

年度ごと前年度の3月31日までに、人員配置計画を市に提出すること。

⑥ その他

従事者等が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。なお、従事者等に変更があった場合には、随時、報告をすること。

(12) その他デイサービスセンターの管理に関すること

① 市の承認なしに、デイサービスセンターの設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

② 消耗機材等の購入、デイサービスセンター管理に係る経費の支払いなどすべての事務を行うこと。

④ 指定管理者は、当該施設内に併設される山梨市立デイサービスセンターと密接に連携し、管理業務を行うこと。

また、事業所の運営に要する水道光熱費、通信運搬費、及び建物等の維持管理に係る費用（委託料、保守料等）等の按分については、山梨市老人健康福祉センター管理者、及び山梨市立デイサービスセンター運営事業者との間で令和3年3月31日付け締結された、「山梨市老人健康福祉センター及び山梨市デイサービスセンターの管理における相互協力に関する覚書」の基準により対応すること。

5. 施設の維持管理業務

(1) デイサービスセンターの維持、管理及び修繕（大規模な修繕は除く）

- ① デイサービスセンター内の設備については、法令を遵守した点検、良好な維持管理及び故障時の修理を行うこと。
- ② 見積書が一件あたり 20 万円以上の経費がかかる修繕は市と協議を行った上、市で負担する。20 万円未満の修繕は指定管理者が負担する。この場合において、当該部分に係る所有権は市に帰属するものとし、指定管理者は将来にわたってその権利を主張しないものとする。

(2) 備品等の維持、管理及び修理（大規模な購入及び修理は除く）

- ① 市は現に所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。（資料 4 参照）
なお、備品等が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、あらかじめ市と協議のうえ、必要に応じて自己の費用で当該「備品等」と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達するものとする。
- ② 指定管理者は、備品等を購入又は調達するときは、市が支払う指定管理料を充て本業務実施のために供することができ、購入備品等の所有権は、市に帰属するものとする。その場合、指定管理者が所有する備品等については、市が所有する備品等と明確に区分できるようにすること。
- ③ 指定管理者は、任意により自己の費用で備品等を購入又は調達し、管理業務の用に供することができ、購入備品等の所有権は乙に帰属するものとする。

(3) その他

- ① 設置条例に事業として規定されている主要な業務は、指定管理者が自ら行うことを原則とし、再委託は禁止とする。なお、これらの業務の一部を第三者に委託する場合は事前に書面により市の承諾を得るものとする。
- ② 指定管理者は、清掃、機械警備、施設・機器の維持管理業務など建物等の維持管理に関する業務については、市と協議のうえ専門業者等に業務委託することができる。
- ③ 併設の山梨市老人健康福祉センターとの連携
指定管理者は、当該施設内に併設される山梨市老人健康福祉センターと密接に連携し、管理業務を行うこと。

6. 市及び指定管理者の責任分担等

(1) 保険への加入

- ① 建物総合損害共済（全国市有物件災害共済会）及び市民総合賠償補償保険（全国市長会）等は、市が加入するものとする。
- ② 施設賠償責任保険及び第三者賠償責任保険は、指定管理者が加入するものとし、賠償額については次のとおりとし、これを最低基準とする。

(賠償額最低基準)

対 人 賠 償 1 名 1 億 円 1 事 故 5 億 円

対 物 賠 償 1 事 故 5 0 0 万 円

保管物賠償 1 事故 2 0 0 万円

そ の 他 訴訟費用・損害軽減応急費用

なお、保険の内容については、別に定めるものとし、市を追加保険者とするとともに交差責任担保追加特約を付帯すること。

また、指定管理者が保険を締結したときは、契約書の写しを速やかに市に提出すること。

(2) 責任分担

指定管理者と市の責任分担は、原則として次の表のとおりする。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議の上、協定等で定めるものとする。

※各項目の区分に応じ「○」が責任を負う

項 目	市	指定管理者
施設等の維持及び管理運営		○
施設設備の保守点検		○
備品等物品の管理		○
安全衛生管理		○
苦情対応		○
事故・火災等による施設の損傷	事案による	
施設利用者の事故等による責任	事案による	
施設等の修繕・改修等	協定で定める	
施設賠償責任保険の加入		○
施設利用者事故等賠償保険の加入		○
施設の火災保険の加入	○	
包括的な管理責任	○	
施設等が避難所となった場合の対応	協定で定める	

7. その他

(1) 準備業務について

- ① 指定期間開始前の準備については、その時点の管理者（市又は現在の指定管理者）と協議し、準備を行うものとする。
- ② 市議会において、指定議案が否決された場合、それまでに指定管理者（候補者）が負担した準備経費等は補償しない。

(2) 行政財産の目的外使用

条例で定めている業務以外でデイサービスセンターを使用する場合（自動販売機・売

店などを設置する場合等）は、毎年度、市長に行政財産目的外使用申請書を提出し、許可を受け、市が指定する使用料を支払わなければならない。その場合は、設置に係る費用は指定管理者が負担するものとし、売上に伴う収入は指定管理者のものとする。

（３）業務の引継ぎ

指定管理者が指定期間の満了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供すること。

（４）管理状況の監査等の実施

① モニタリングの実施

指定管理者が協定等に従って、適正かつ良好な施設の管理運営を行っているかどうかをチェックするために市が実施する定期的なモニタリング等に協力すること。なお、モニタリングの結果、業務の実施が協定等に定める条件等を満たしていないと認めるときは、市は改善の勧告、指示等を行い、なお改善がみられない場合は、指定を取り消すことがある。

② 監査の実施

山梨市監査委員等が事務の監査等をする必要があると認める場合は、帳簿・書類その他の記録を速やかに提出すること。

（５）業務内容の変更

設置条例等の規定の改正、施設の増設又は一部廃止、大幅な物価変動、災害の発生等、特別な事情があるときは、市と指定管理者が協議の上、協定書の規定を変更することができるものとする。

（６）仕様書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

８．資料（別添）

資料１ 山梨市立デイサービスセンター設置及び管理条例

資料２ 利用状況実績

資料３ 収支状況実績

資料４ 施設及び附属設備等の維持管理業務に係る委託業務等一覧

資料５ 施設備品台帳一覧

資料 1

○山梨市立デイサービスセンター設置及び管理条例

平成17年3月22日

条例第123号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対して、各種のサービスを提供し、もって市民の福祉の増進を図るため、山梨市立デイサービスセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 山梨市立デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山梨市デイサービスセンター	山梨市小原西649番地1
山梨市三富デイサービスセンター	山梨市三富下釜口447番地

(利用者の範囲)

第3条 山梨市立デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）の施設、附属設備及び器具（以下「施設」という。）を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護（介護保険法第7条第11項に規定する通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第3項に係る該当者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(業務)

第4条 デイサービスセンターの業務は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 生活指導に関すること。
- (2) 日常生活動作訓練に関すること。
- (3) 養護に関すること。
- (4) 健康チェックに関すること。
- (5) 送迎サービスに関すること。
- (6) 入浴サービスに関すること。
- (7) 給食サービスに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間)

第5条 デイサービスセンターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 デイサービスセンターの休館日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用料金)

第7条 デイサービスセンターにおいて介護保険法第8条第7項に規定する通所介護を利用した者は、別表に定める額の利用料金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、火災、風水害などにより住宅、家財、農作物等に甚大な損害を受けたため、納付が困難な者と市長が認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第8条 市長は、デイサービスセンターの管理又は事業運営上必要と認めるときは、地方自治

法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理及び事業運営を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、デイサービスセンターの施設及び設備の維持管理及び利用料金に関する業務並びに第4条に規定する事項とする。

2 前項の場合における第5条、第6条、第7条第1項及び第12条の規定の適用については、第5条、第6条及び第12条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第7条第1項中「別表に定める額」とあるのは、「別表に定める額の範囲で指定管理者が市長の承認を得て定める額」とする。

（指定管理者における利用料収入）

第10条 前条の場合における第7条に規定する利用料金については、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者が行う業務の基準）

第11条 指定管理者は、関係条例その他規程の定めるところに従い、適正に管理運営を行わなければならない。

（利用の制限）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デイサービスセンターの施設の利用を拒み、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 感染症疾患のため感染のおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他デイサービスセンターの管理上支障があると認められるとき。

（賠償責任）

第13条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定めるその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第14条 利用者が市の責めによらない事故のため死亡し、疾病し、又は負傷したときは、市はその賠償の責めを負わない。

（雑則）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前日までに、合併前の山梨市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例（平成8年山梨市条例第2号）、牧丘町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例（平成8年牧丘町条例第1号）又は三富村デイサービスセンター設置及び管理に関する条例（平成12年三富村条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月30日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の山梨市デイサービスセンター設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の山梨市立デイサービスセンター設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年6月26日条例第16号）
この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日条例第22号）
この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第3号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

種別	金額
通所介護	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額

資料2 利用状況実績

令和3年度	営業日数(日)	利用定員(人)	月間定員数(人)	月間利用者数(人)	利用率(%)	一日当たり利用者数(人)
4月	30	40	1,200	787	65.6	26.2
5月	31	40	1,240	789	63.6	25.5
6月	30	40	1,200	748	62.3	24.9
7月	31	40	1,240	811	65.4	26.2
8月	31	40	1,240	774	62.4	25.0
9月	30	40	1,200	755	62.9	25.2
10月	31	40	1,240	842	67.9	27.2
11月	30	40	1,200	817	68.1	27.2
12月	31	40	1,240	812	65.5	26.2
1月	30	40	1,200	725	60.4	24.2
2月	22	40	880	530	60.2	24.1
3月	30	40	1,200	761	63.4	25.4
合計	357	40	14,280	9,151	64.1	25.6

令和4年度	営業日数(日)	利用定員(人)	月間定員数(人)	月間利用者数(人)	利用率(%)	一日当たり利用者数(人)
4月	30	40	1,200	814	67.8	27.1
5月	31	40	1,240	864	69.7	27.9
6月	30	40	1,200	333	27.8	11.1
7月	31	40	1,240	359	29.0	11.6
8月	31	40	1,240	352	28.4	11.4
9月	30	40	1,200	443	36.9	14.8
10月	31	40	1,240	441	35.6	14.2
11月	30	40	1,200	460	38.3	15.3
12月	31	40	1,240	463	37.3	14.9
1月	27	40	1,080	379	35.1	14.0
2月	28	40	1,120	471	42.1	16.8
3月	30	40	1,200	532	44.3	17.7
合計	360	40	14,400	5,911	41.0	16.4

令和5年度	営業日数(日)	利用定員(人)	月間定員数(人)	月間利用者数(人)	利用率(%)	一日当たり利用者数(人)
4月	30	40	1,200	533	44.4	17.8
5月	31	40	1,240	559	45.1	18.0
6月	30	40	1,200	586	48.8	19.5
7月	31	40	1,240	647	52.2	20.9
8月	31	40	1,240	653	52.7	21.1
9月	30	40	1,200	642	53.5	21.4
10月	31	40	1,240	625	50.4	20.2
11月	30	40	1,200	620	51.7	20.7
12月	31	40	1,240	641	51.7	20.7
1月	30	40	1,200	572	47.7	19.1
2月	29	40	1,160	562	48.4	19.4
3月	30	40	1,200	587	48.9	19.6
合計	364	40	14,560	7,227	49.6	19.9

令和6年度	営業日数(日)	利用定員(人)	月間定員数(人)	月間利用者数(人)	利用率(%)	一日当たり利用者数(人)
4月	30	40	1,200	515	42.9	17.2
5月	31	40	1,240	563	45.4	18.2
6月	30	40	1,200	541	45.1	18.0
7月	31	40	1,240	590	47.6	19.0
8月	31	40	1,240	604	48.7	19.5
9月	30	40	1,200	595	49.6	19.8
10月	31	40	1,240	650	52.4	21.0
11月	30	40	1,200	595	49.6	19.8
12月	31	40	1,240	551	44.4	17.8
1月	29	40	1,160	553	47.7	19.1
2月	28	40	1,120	539	48.1	19.3
3月	30	40	1,200	602	50.2	20.1
合計	362	40	14,480	6,898	47.6	19.1

資料3 収支状況実績

収入

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
1市受託金収入	0	0	0	0	
2使用料収入	89,356,968	64,795,828	79,795,476	74,473,139	
1通所介護報酬収入	83,637,510	60,493,250	74,805,830	70,032,140	介護保険売上(利用者負担分含む)
2利用者利用料金収入	5,719,458	4,302,578	4,989,646	4,440,999	昼食費等
3諸収入	0	775,366	1,937,637	159,375	
1雑収入	0	775,366	1,937,637	159,375	実習生受入謝礼
収入合計	89,356,968	65,571,194	81,733,113	74,632,514	

支出

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
1人件費	57,022,782	40,967,090	45,514,909	48,531,061	
1職員給与	16,936,863	16,059,509	16,951,957	17,334,730	常勤給与
2職員諸手当	8,416,000	5,046,000	7,394,134	7,378,500	賞与・各種手当
3非常勤職員賞与	24,621,322	14,125,139	14,604,603	16,577,242	非常勤給与・一時金
4法定福利費	6,657,789	5,345,810	6,198,935	6,734,781	
5退職金積立掛金	390,808	390,632	365,280	505,808	
2事業費	38,260,371	32,553,679	36,929,737	37,184,180	
1諸謝金	27,091	10,804	20,274	93,320	講師謝礼
2旅費交通費	748,749	448,867	459,000	458,953	通勤費、出張旅費等
3消耗品費	1,754,654	1,749,707	1,969,315	1,798,994	事務消耗品、レク教材費等
4器具什器費	114,621	165,413	127,707	44,498	1年以上使用できる備品
5印刷製本費	263,769	199,229	234,102	121,923	コピー機使用料
6水道光熱費	2,413,995	3,958,887	3,832,841	3,935,587	電気、ガス、水道料
7車輛費	1,775,510	1,586,496	1,259,639	1,245,179	ガソリン、車検、修理費等
8燃料費	1,229,005	1,730,014	2,068,144	2,484,711	灯油代
9修繕費	195,250	129,525	110,000	14,300	設備小規模修繕
10通信運搬費	291,465	329,038	189,410	186,611	郵送、電話、CATV等
11業務委託費	4,391,673	3,652,442	4,233,137	4,765,459	設備点検、警備、清掃等
12手数料	727,595	18,524	483,560	44,000	振込手数料
13保険料	608,650	567,704	350,960	331,470	施設賠償、事故賠償、車両
14賃借料	4,564,003	3,845,993	4,961,847	5,907,014	土地、車両、システム等
15給食費	4,885,815	4,063,940	4,869,623	4,459,527	利用者食材費
16負担金	608,605	730,369	913,985	840,708	FCロイヤリティ
17一般管理費	13,659,921	9,366,727	10,846,193	10,451,926	
支出合計	95,283,153	73,520,769	82,444,646	85,715,241	
差引	-5,926,185	-7,949,575	-711,533	-11,082,727	

資料4 施設及び附属設備等の維持管理業務に係る委託業務等一覧

1 以下に記載するもののほか、維持管理上必要となる保守点検については、積極的に行うこと。また、頻度は、法令等によるものはこれに従うものとし、少なくともここに示す回数以上行うこと。

区分	業務名	内容	実施頻度
電気・機械設備	スチームコンベクション保守点検	定期点検	年1回
	冷凍冷蔵庫保守点検	定期点検	年1回
	食器消毒保管庫保守点	定期点検	年1回
	自動ドア装置保守点検	定期点検	年1回
	空調設備機器保守点検	定期点検	年1回
	特殊浴槽保守点検	定期点検	年2回
	機械警備		常時
清掃等	害虫駆除	防虫作業	年2回

※山梨市デイサービスセンターは、山梨市老人健康福祉センター内に設置されているため、以下の業務について専有面積に応じて負担していただきます。

【専有面積に応じて負担する業務】

・清掃業務（日常及び定期清掃）・機械警備業務・自家用電気工作物保安管理業務・防火対象物及び消防用設備等保守点検業務・地下貯蔵タンク保守点検業務・温水ボイラー煤煙測定点検業務・空調衛生設備機器保守点検業務・水道法定検査

資料5 施設備品台帳一覧

No.	品名	個数	購入年月日	規格・型番等	保管場所
1	ガステーブル	1	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
2	ガスレンジ	1	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
3	袖板	1	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
4	調理台	5	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
5	流し台	3	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
6	フライヤー	1	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
7	飯盛台	1	平成8年1月31日		山梨市デイサービスセンター
8	電気こたつ	2	平成8年2月29日		山梨市デイサービスセンター
9	玉入れ	1	平成8年11月20日		山梨市デイサービスセンター
10	ボーリングセット	1	平成8年12月11日		山梨市デイサービスセンター
11	ホワイトボード	1	平成8年12月13日		山梨市デイサービスセンター
12	ベッド	1	平成9年3月2日		山梨市デイサービスセンター
13	ベッド	1	平成10年12月25日	電動式	山梨市デイサービスセンター
14	ホワイトボード	1	平成11年11月8日		山梨市デイサービスセンター
15	特殊浴槽及び入浴用車いす	1	平成24年8月7日	酒井医療(株)	山梨市デイサービスセンター
16	麺ゆで器	1	平成26年3月27日		山梨市デイサービスセンター
17	冷凍冷蔵庫	1	平成28年11月18日	ホシザキ	山梨市デイサービスセンター
18	食器消毒保管庫	1	平成28年11月18日	ホシザキ	山梨市デイサービスセンター
19	車いす移動車	1	平成23年11月25日	日産	山梨市デイサービスセンター
20	業務用食器洗浄機	1	平成30年3月26日	ホシザキ	山梨市デイサービスセンター
21	ホワイトボード	1	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
22	ベッド	3	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
23	医療品庫	1	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
24	畳ベッド	2	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
25	テーブル	6	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
26	いす(白)	16	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
27	いす(オレンジ)	27	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
28	衝立	1	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
29	機能訓練用平行棒	1	平成8年3月		山梨市デイサービスセンター
30	車いす	6			山梨市デイサービスセンター
31	ベッド	13			山梨市デイサービスセンター